



## 商品紹介の事例紹介

**自分が勧誘された時のように、  
肩凝りや腰痛に効くという謳い文句で勧誘し、  
実際に効いたという会員にセミナーでの  
体験コーナーを担当させて、  
グループを大きくしていつている。**

**何が問題なののでしょうか？**



**ここが問題です！**

化粧品に対して、「効く」「治る」といった、  
効果効能を表現することは薬機法で禁止されてい  
ます。自身の体験談であってもです。

すべての人に同じような現象が起きるわけではあ  
りませんので、「不実告知」「効果効能の保証」  
として、行政から厳しい指導対象になります。  
絶対にやめましょう！